

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国保資格・給付事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

光市は、国保資格・給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

山口県光市長

## 公表日

平成30年6月11日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国保資格・給付事務
②事務の概要	光市は、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請等に対する応答に関する事務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ③保険給付の支給に関する事務 ④保険医療機関に対する一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤保険給付の一時差止めに関する事務
③システムの名称	国民健康保険システム、宛名システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国保資格管理情報ファイル、国保給付管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項)及び22、97、109の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第1、2、3、4、5、15、19、20、25、33、43、44、46、49、55-2条 (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(42、43の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第25条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部市民課
②所属長	市民部次長兼市民課長 古迫 登志郎
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1401
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民部市民課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1426

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月20日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務	①…、②	①…②	事後	
平成28年4月20日	3.個人番号の利用	別表第1の30	別表第一の30	事後	
平成28年4月20日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	93、97、106の項	93の項	事後	
平成28年4月20日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	44、46、49条	44、46条	事後	
平成29年9月6日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	22の項	22、97、109の項	事後	番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日
平成29年9月6日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46条	第1、2、3、4、5、15、19、20、25、33、43、44、46、49、55-2条	事後	番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日
平成29年9月6日	I-7	総務部総務課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1400	総務部総務課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1401	事後	平成29年4月1日付変更
平成29年9月6日	I-8	市民部市民課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1400	市民部市民課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1426	事後	平成29年4月1日付変更
平成29年9月6日	I-1	国民健康保険システム、宛名システム、団体内 統合利用番号連携サーバー、中間サーバー	国民健康保険システム、宛名システム、団体内 統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、 国保総合システム、国保情報集約システム	事前	
平成29年9月6日	II-1	2015/4/1	2017/4/1	事後	
平成29年9月6日	II-2	2015/4/1	2017/4/1	事後	
平成29年9月6日	I-5-②	市民課長 田村 和男	市民部次長兼市民課長 田村 和男	事後	平成29年4月1日付変更
平成30年6月11日	II-1	2017/4/1	2018/4/1	事後	
平成30年6月11日	II-2	2017/4/1	2018/4/1	事後	
平成30年6月11日	I-5-②	市民部次長兼市民課長 田村 和男	市民部次長兼市民課長 古迫 登志郎	事後	平成30年4月1日付変更